

必ず本冊子をお読みくださいますようお願い申し上げます。

1 口座開設に関するご注意事項

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

—金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明—

## 株式取引に関する事項

2 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

—国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券の売買等を行う上でのリスクや留意点—

3 最良執行方針

—お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたもの—

## 当社方針

4 プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

5 フィデリティ・グループの投資信託商品に関する  
短期取引の規制について

6 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認へのご協力をお願い

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- ・ 株券、投資証券（新投資口予約権証券を含みます）、受益証券（外国投資信託受益証券を含みます。）及び金銭を当社の口座でお預かりする場合、口座管理料は頂戴いたしません。
- ・ 証券保管振替機構を通じて、当社以外の証券会社等から当社へ株券等の有価証券を預け換えいただく場合、預換手数料は頂戴いたしません。
- ・ 証券保管振替機構を通じて、当社から当社以外の証券会社等へ株券等の有価証券を預け換えいただく場合、1銘柄につき3,000円（税抜）の預換手数料を頂戴いたします。なお、同一銘柄であっても、特定口座および一般口座からそれぞれ預け換えなさる場合や、分配金受取コースと分配金再投資コースが異なる投資信託の預け換えにつきましては、別個の銘柄として取り扱わせていただきます。
- ・ 単元未満株の買取をご請求いただく場合、1銘柄につき500円（税抜）の手数を頂戴いたします。
- ・ 新株予約権または新投資口予約権の権利行使を希望される場合、1銘柄につき500円（税抜）の手数を頂戴いたします。
- ・ お客様からのご依頼に基づく残高証明書等各種証明書の発行については、1通あたり1,000円（税抜）の手数を頂戴いたします。
- ・ 当社にご送金いただく際の送金手数料は、お客様にご負担いただきます。ただし、即時入金をご利用の場合は当社が負担いたします。当社からご出金いただく際の送金手数料は当社が負担いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、投資証券（新投資口予約権証券を含みます）をお預りする場合の口座管理料は無料です。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- ・ お客様から解約の通知があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

(商号等)	フィデリティ証券株式会社	(加入協会)	日本証券業協会
(登録番号)	関東財務局長（金商）第152号	(主な事業)	金融商品取引業
(本店所在地)	東京都港区六本木七丁目7番7号	(資本金)	81億5,750万円（平成29年3月16日現在）
		(設立年月)	平成12年7月

上記に関するお問合せは、フィデリティ証券カスタマー・サービスまでご連絡ください。0120-405-606（月～金8：30～18：00）

### 苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等について

フィデリティ証券は、金融庁から指定紛争解決機関としての指定を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申出およびあっせんの申立てについて、公正中立な立場から処理を図ります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話：0120-64-5005 ホームページ：<http://www.finmac.or.jp/>

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に、下記「上場有価証券等の受託に係る委託手数料について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」<sup>（※3）</sup>）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権、新投資口予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ また、新株予約権、新投資口予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- ・ 上場有価証券のうち、ETN（いわゆる「上場投資証券」または「指標連動証券」と呼ばれる上場商品）は、裏付け資産を持たず、発行体の信用力を背景として発行されるため、発行体の倒産や財務状況の悪化等により無価値となる可能性があります。また、連動対象の株価指数等の変動により、価格が下落して投資元本を割り込む可能性があります。市場取引においては、価格が需給状況によって変動し、当該一証券あたりの償還価額と市場価格の値動きが必ずしも一致しない場合があります。市場での取引状況によっては、流動性から市場実勢から見込まれる価格での取引ができない場合があります。その他に、為替変動、社会的要因等による償還価額の変動による損失、上場廃止、信託の終了等により、流動性が著しく低下したり、投資元本を割り込み、損失（元本損失）が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券のうち、インフラファンドにつきましては、当該インフラファンド自身の価格変動のほか、運用するインフラ資産等の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがあります。

### 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

## 当社の概要

(商号等)	フィデリティ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号
(本店所在地)	東京都港区六本木七丁目7番7号
(加入協会)	日本証券業協会
(資本金)	81億5,750万円（平成29年3月16日現在）
(主な事業)	金融商品取引業
(設立年月)	平成12年7月
(連絡先)	0120-405-606（月～金 8：30～18：00）

(苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等について)

フィデリティ証券は、金融庁から指定紛争解決機関としての指定を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っております。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申出およびあっせんの申立てについて、公正中立な立場から処理を図ります。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話：0120-64-5005 ホームページ：<http://www.finmac.or.jp/>

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

## 上場有価証券等（株式・ETF・ETN）の受託に係る委託手数料について

インターネットでのご注文は以下の手数料となっております。

優遇評価残高1,000万円以上のお客様（※）	優遇評価残高1,000万円未満のお客様（※）
約定金額にかかわらず 1約定あたり 一律463円（税抜）	約定金額にかかわらず 1約定あたり 一律1,389円（税抜）

（※）優遇評価残高は、以下の評価方法にて計算されます。

- 毎月20日（20日が土曜、日曜、祝祭日のときは翌営業日）を評価日とし、この時点でお客様が弊社に保有するMRF、お預り金（\*注）およびファンドの約定済み残高を時価評価し、お客様に適用される手数料体系を判定いたします。
- 判定日の翌月の1日以降月末最終日までの間に約定される取引に対して、判定された手数料体系が適用されます。
- 評価日時点の基準価額を用いて時価評価いたします（信託財産留保額のかかるファンドの場合は信託財産留保額の控除前の基準価額）。外貨建ての場合は、評価日時点の当社の適用為替レートの仲値にて時価評価いたします。
- 銘柄別に時価評価を計算する際に、計算結果の円未満は切り上げします。
- 株式、株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）、指数連動証券（ETN）ならびに不動産投資信託証券（REIT）は除きます。

（ご注意）

優遇評価残高の計算においては、評価日におけるMRFやお預り金の評価残高に以下の約定済みで精算予定のある金額が控除・加算されています。

<残高から控除するもの>

既に株式やファンドの買い注文が約定し、精算予定が確定されている金額、ファンド積立の申込分、特定口座の税金徴収分など。

<残高に加算するもの>

既に約定している株式やファンドの売却（解約）について、売却（解約）金額、ファンドの分配金、償還金、特定口座の税金還付など受渡が決定している資金。

カスタマー・サービス（電話）でのご注文は以下の手数料となっております。

全てのお客様
約定金額にかかわらず 1約定あたり 一律4,630円（税抜）

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

### 1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券、ETF及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」。

ただし、当社でお取り扱いする上場有価証券及び市場は現在のところ以下の通りとなっております。

#### 【上場有価証券】

・現物株式※1
・ETF※2
・REIT（不動産投資信託証券）
・上場ベンチャーファンド
・新株予約権証券※3
・新投資口予約権証券※4
・ETN
・インフラファンド

#### 【金融商品取引所市場】

・東京証券取引所（一部・二部・マザーズ・JASDAQ）
-----------------------------

※1 取扱対象外銘柄：東証上場外国株、証券保管振替機構の非取扱銘柄（8301 日本銀行）、札幌証券取引所単独上場銘柄、福岡証券取引所単独上場銘柄、名古屋証券取引所単独上場銘柄、日経300 株価指数連動型上場投信、カンリーファンド、即日現金預託となった銘柄、その他当社が定める銘柄は取扱対象外となります。

※2 受益証券発行信託受益権の転換をご希望の場合は、原則として指定転換請求者（転換取扱証券会社）へ口座移管していただく必要があります。

※3 新株予約権証券の売買につきましては、当社でお預りしている現株に対して割当てられた新株予約権証券に係る売り注文のみの受託とさせていただきます。

※4 新投資口予約権の売買につきましては、当社でお預りしている投資証券に対して割当てられた新投資口予約権証券に係る売り注文のみの受託とさせていただきます。

- (2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄を当社は取り扱いません。

### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- (1) お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

- (2) 委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICK社提供の市場情報システムで対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に表示される金融商品取引所市場（当該市場は、当該情報提供会社の所定の計算方法により、基本的に一定期間において最も流動性が高い市場として選定されたものです。）に取次ぎます。（※注）

（※注）ただし、当社取扱い市場以外の市場との重複上場銘柄につきましては、当社取扱い市場のみでのお取り扱いとさせていただきます。

(c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

### 3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

### 4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引：当該ご指示いただいた執行方法

②端株及び単元未満株の取引：端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

### 1 関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

### 2 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

### 3 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、当社従業員及び委託先の適切な監督を行ってまいります。

### 4 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適切な取り扱いを図るため、この保護方針は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

### 5 開示等のご請求手続き

当社は、個人情報保護法に基づき、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止等又は第三者への提供停止のお申し出があった場合には、ご本人であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。（開示等のご請求手続きについては次頁をご覧ください。）

### 6 第三者提供の禁止

当社は、個人情報保護に関する関係諸法令に定められた「第三者提供の制限」の例外にあたる場合を除き、お客様の個人情報を第三者へ提供することはありません。（「第三者提供の制限」の例外については次頁をご覧ください。）

### 7 ご質問・ご意見等

当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見・苦情等に対し、迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。

当社におけるご質問・ご意見・苦情等に関する窓口

フィデリティ証券株式会社 カスタマー・サービス 〒106-0032 東京都港区六本木7-7-7 TRI-SEVEN ROPPONGI

電話番号 **03-4560-5197**（個人情報専用ダイヤル 受付時間：平日9：00～17：00）

### 8 認定個人情報保護団体

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

認定個人情報保護団体における苦情・相談窓口

日本証券業協会 個人情報相談室 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

電話番号 **03-3667-8427**（受付時間：平日9：00～17：00） ホームページ <http://www.jsda.or.jp/>

なお、個人情報の主な取得元及び、外部委託している主な業務について、ホームページに掲載しております。

## 当社の個人情報の利用目的

当社では、取得した個人情報について下記の目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいてお取扱いさせていただきます。

1. 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
2. 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
3. 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
4. お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
5. お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
6. お客様との取引に関する事務を行うため
7. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
8. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
9. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
10. その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため
11. 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

なお、当社はお客様との契約が終了した(解除された)後も、本利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合がございます。また、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

## 利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者への提供停止の手続き

当社では、保有個人データのご本人様から頂く、以下の開示等の求めに対応させていただきます。

- ① 利用目的の通知
- ② 開示
- ③ 内容の訂正、追加又は削除
- ④ 利用の停止又は消去
- ⑤ 第三者への提供の停止

### 開示等手続きの連絡先（個人情報取扱窓口）

〒106-0032 東京都港区六本木7-7-7 TRI-SEVEN ROPPONGI  
フィデリティ証券株式会社 カスタマー・サービス  
電話番号 03-4560-5197

1. 開示等をお求め頂く場合、上記①から⑤のいずれをご希望かを上記個人情報取扱窓口にお申出ください。当社から所定の申請書類を送付申し上げますので、必要事項をご記入、ご押印いただき、所定の本人確認書類（運転免許証、パスポートなどの公的書類のコピー）を添付の上、個人情報取扱窓口宛にご返送をお願い申し上げます。
2. 開示等の求めが、上記「①利用目的の通知」又は「②開示」である場合、1回の申請ごとに500円（税抜）の手数料を頂きます。
3. 開示等の求めに対して、申請者の申請書記載住所宛に書面によってご回答申し上げます。
4. 手続きの詳細については、個人情報取扱窓口にお問い合わせください。

### 【保有個人データとは】

当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものを指します。

- イ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - ロ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - ハ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- ニ. 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
  - ホ. 6か月以内に消去するもの

### 個人情報保護に関する関係諸法令に定められた「第三者提供の制限」の例外

#### ■お客様から事前の同意を得た場合

#### ■法令に基づく場合

例)証券取引等監視委員会、証券業協会及び証券取引所に対する資料提出

■人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

■公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

■国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

■その他個人情報保護法により提供が認められている場合

例)「共同利用(※1)」、「外部委託(※2)」にあたる場合など

#### ①共同して利用する個人データの項目

・氏名、住所、生年月日、職業等、お客様に関する情報

・取引内容、預り残高等、お客様の取引に関する情報

#### ②共同して利用する者の範囲

・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社

・フィデリティ投信株式会社

・その他FIL LimitedとFMR LLCおよびこれらの会社が直接的または間接的に株式または持分50%以上を保有する会社

#### ③共同利用者の利用目的

・グループとしての総合的なサービスを提供するため

・グループとしてのリスク管理、業務管理、経営管理のため

#### ④共同利用する個人データの管理について責任を有する者の名称

・フィデリティ証券株式会社

※1:「共同利用」とは、個人情報保護法23条4項3号に基づき、個人データを当社と外部の特定の者(共同利用者)との間で共同して利用することで、個人情報保護法上の第三者提供にあたりません。お客様(法人のお客様のご担当者様を含みます)の個人番号を除く個人データにつきまして、次の通り当社のグループ会社間で共同利用することがあります。

※2:「外部委託」とは、当社の個人情報(個人データ)利用目的の達成のために必要な範囲内で個人データの取扱いの全部又は一部を委託することで、個人情報保護法上の第三者提供にあたりません。

## 5 フィデリティ・グループの投資信託商品に関する短期取引の規制について

フィデリティ・グループでは設立以来一貫して、「長期投資」を基本理念に、全世界で資産運用サービスの提供を行っております。短期取引については、投資信託の運用戦略を阻害するだけでなく、運用上の取引費用増加につながり、その結果として、他の保有者（受益者）の不利益となる可能性があるものと考えております。

これを受け、フィデリティ証券においては、フィデリティ・グループの運用する投資信託をお取引されるお客様について、短期取引に関する規制を設けております（「総合取引約款」第3章第10条第2項参照）。

これに従い、過度な短期取引が確認されたお客様については、受益者保護の観点から、当社におけるお取引を一部お断りさせていただく場合もございます。何卒、ご理解とご協力の程をお願い申し上げます。

フィデリティ証券株式会社

## 6 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認へのご協力をお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」といいます）に基づいて、金融商品取引業者等の金融機関には、お客様の本人確認を行なうことが義務付けられております。同法は、金融商品取引業者を含む金融機関等が、お客様とのお取引に先立ち、お客様の本人確認を行なったり、本人確認を行なった記録を保存したりすることにより、金融機関等がマネーロンダリング（※）やテロリズムに対する資金供与に利用されることを防止することを目的としています。

犯罪収益移転防止法に基づく本人確認にご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

※犯罪等不当な行為により得た資金を、正当な取引で得た資金のように見せかける行為や資金を隠匿する行為のことをいいます。

犯罪収益移転防止法の詳細に関しては、警察庁のホームページ等をご参照ください。

・JAFIC（犯罪収益移転防止管理官）トップページ

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

### ■フィデリティ証券における犯罪収益移転防止法への対応

フィデリティ証券では、お客様の口座開設の際に、当社の定める本人確認書類をご提出いただき、氏名・住所・生年月日（個人のお客様の場合）を確認するとともに、本人確認書類に記載のご住所宛に転送不可の簡易書留郵便にて「口座開設手続き完了のお知らせ」をお送りすることにより本人確認を行っております。

また、お客様の口座開設お申し込み時や口座登録事項の変更お申し込み時などに、口座名義人ご本人様のお取引であるか等についてお電話による確認をさせていただく場合がございます。

こうした確認の過程で当社が必要と判断した場合、口座の開設をお断りすること、またはお取引を制限することがございます。あらかじめご了承ください。